

平成 26 年 7 月 8 日

民法(債権関係)部会資料 81-1 第 12「雇用」について

部会幹事 山川 隆一

部会資料 81-1 第 12「雇用」においては、部会資料 73A 第 1「雇用」において示されていた、「労務を履行することができなくなったことが契約の趣旨に照らして使用者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、労働者は、報酬の請求をすることができる。この場合において、労働者は、自己の債務を免れたことにより利益を得たときは、これを使用者に償還しなければならない。」という規律（中間試案第 42 の 1 にも同旨の提案がありました）につき、要綱仮案には盛り込まれない旨の提案が示されていますが、以下の理由により、この規律を民法の改正提案に盛り込むという部会資料 73A の方針を維持すべきであると考えます。

1. まず、雇用契約において、労働者の賃金請求権（支分権）は、労働義務の履行により発生するという理解が一般的なものです。民法 624 条からもそのように解することができますし、最高裁判例にも同旨を述べるものがあります（宝運輸事件・最三小判昭和 63・3・15 民集 42 卷 3 号 170 頁は、「賃金請求権は、・・・一般には、労働者において現実に就労することによって初めて発生する」と判示しています）。
2. 他方、使用者が労働者の労働の受領を拒絶することにより労働義務が履行不能になった場合、当該履行不能が使用者の帰責事由によるものであるときには、労働者は民法 536 条 2 項により賃金を請求できることが、解雇事案やそれ以外の労務受領拒絶事案において一般に認められています（清心会事件・最一小判昭和 59・3・29 労判 427 号 17 頁（不当解雇の事例）、ノースウエスト航空事件・最二小判昭和 62・7・17 民集 41 卷 5 号 1350 頁（ストライキ不参加労働者の事例 [結論は帰責事由否定]））。
3. 現行民法 536 条 2 項は、「債権者の責めに帰すべき事由によって債務を履行することができなくなったときは、債務者は、反対給付を受ける権利を失わない。この場合において、自己の債務を免れたことによって利益を得たときは、これを債権者に償還しなければならない。」という文言となっており、「反対給付を受ける権利を失わない」という表現からは、契約の成立等によって既に発生していた反対給付請求権が失われないという読み方をすべきようにも見えますが、雇用契約に関する上記 1 の規律（労働者の賃金請求権は労働義務の履行により発生する）と、上記 2 の規律（労働義務の履行不能が使用者の帰責事由によるものである場合、労働者は民法 536 条 2 項により賃金を請求できる）とを整合的に理解しようとする、同条項は、雇用契約のように契約成立当時から反対給付請求権が発生しないタイプの契約については、反対給付請求権の発生根拠となると解することが不可欠であり、そのことを明らかにする必要があると考えられます。部会資料 73A における上記提案の説明においても、「報酬請求権の発生根拠となる規定を設ける」とされており、部会における議論でも、「契約の趣

旨に照らして」という文言につき疑義が示されたものの、規律を設けること自体には異論はなかったように思われます。

4. 今回の部会資料 81-3 の補充説明（22 頁）では、今回上記規律が盛り込まれないこととなっている理由として、上記規律によって請求することができる報酬の範囲が必ずしも明確でないなどの問題があるとの点が挙げられていますが、こうした問題があるとの理由による反対論は、これまで部会では明示的には示されてこなかったように記憶していますし、また、仮にそうした問題があるとしても、解釈により対応できるもののように思われます。

5. また、従来、上記規律は民法 536 条の解釈論として示されてきており、補充説明では、引き続き同項に委ねるとの対応が述べられていますが、民法 536 条 2 項については、部会資料 79-1 第 10 の 2(2) では、反対給付の履行拒絶ができないという構成に改める提案がなされています。この提案では、反対給付請求権の存在が前提になっていると読むことができるため、従来の民法 536 条 2 項に関する上記 3 で示したような解釈が維持できるかどうかにつき疑義が生じます。上記規律を変更する意図がないのであれば、このような疑義は避ける必要があります。そのためには、民法 536 条 2 項の方を、「反対給付の履行を請求できる」または「反対給付の履行請求を妨げない」などという文言として、「反対給付の履行拒絶ができない」ことに加え、雇用契約のような場合に反対給付請求権の発生をも根拠づけると読みうるものとする対応も考えられるところですが、それが難しいとすれば、やはり部会資料 73A のような規律を改正法に盛り込むことが求められると考えております。

以 上